

平成二十九年五月二十五日（木曜日）（未定稿）

午前十時開会

委員長（赤池誠章君） ただいまから文教科科学委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日までに、野田国義君及び吉良よし子君が委員を辞任され、その補欠として蓮舂君及び小池晃君が選任されました。

委員長（赤池誠章君） 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣府地方創生推進事務局次長川上尚貴君外三名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

委員長（赤池誠章君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

委員長（赤池誠章君） 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

齋藤嘉隆君 民進党・新緑風会の齋藤嘉隆です。

早速質疑に入りたいというふうに思います。

本日発売の週刊誌、そして一部の商業紙等で前川前文部科学事務次官による様々な告白の報道記事が掲載をされています。今回、文科省の内部文書ということで示されていましたいわゆる加計学園の獣医学部設置をめぐる総理の御意向文書、これが事務次官時代に前川氏自身が部下から受け取ったレク用の、つまり説明用の資料である、それで間違いなんだと、こういう前事務次官の証言が掲載をされています。

文科省内部の調査では存在が確認できなかったというようにしていたこの文書、時の事務方トップが、はつきり申し上げて、確認作業などをするまでもなく、省内に存在をする文書だと、ここまでのことを言われている。文書がしかも省内での自分向けの説明用文書であったと、こういう旨の発言です。この前次官の告白の内容は、これは普通に見れば動かしようのない事実だというように思います。大臣の御認識をお伺いをしたい。大臣、そういう認識でよろしいですね。

国務大臣（松野博一君） 齋藤先生の質問にお答えをさせていただきます。

御指摘のあった文書につきましては、十九日に文部科学省が該当する文書の存在は確認できなかったとの調査結果を公表しております。

また、今先生の方から御指摘がありました一部週刊誌等の内容に関して、本日発売のものでござ

いますので、読み込んでいる、精査をしているわけではございませんけれども、いずれにいたしましても、これはもう既に辞職をされた方の発言でございまして、文部科学省としてコメントする立場にございません。

齋藤嘉隆君 いや、新聞はもう読まれたと思いますし、それから週刊誌の報道も当然でありますけれども読まれたというふうに思います。そこに文科省の調査と違う内容が明々快々と述べられているわけです。やっぱりここはしっかりと調査をすべきだというふうに思います。

私は、この文書の内容やあるいは前川さん御自身の発言の真相も含めて、この件を明らかにするために前川さん本人にこの委員会に来ていただいて話をお聞きするのがベストだというふうに考えまして、この委員会への参考人の招致をお願いをさせていただきましたけれども、先ほどの理事会で与党の皆さんには応じていただけなかったと、こういう状況であります。確認もさせていただきますましたけれども、本人から断りがあつたわけではないと、こういうことであります。

私は、やましいことがないのであれば、国民の疑念を晴らすためにも、本人を呼んで事情を聞いて事の真相を明らかにすべきだというふうに思っています。大臣もここは同じお考えを持っていたるんじゃないかなと思いますが、前川氏から

真相を聞く、委員会等も含めて、こういう方向性は大臣も共有していただけますよね。

国務大臣（松野博一君） 先生も御承知の上で質問されているんだと思いますが、委員会の運営に関して行政から意見を申し上げることは差し控えていただきたいと思います。

齋藤嘉隆君 省の様々な事柄について責任を持つ大臣というお立場からこの件についてどのようにお考えになるかというふうにお聞きをしたつもりでありますけれども、理事会でもお願いをさせていただきましたが、前川さんの参考人の招致について、当委員会としては是非強く求めていただきたい、このことを委員長に是非改めてお願いをしたいというふうに思います。

委員長（赤池誠章君） ただいまの件につきまして、後刻理事会で協議をさせていただきます。齋藤嘉隆君 時の事務方のトップが文科省内の調査と結果として違う、異なる発言をされているとすると、異なる発言をされているという事です。これ、文書の存在について調査は一旦終了しておりますけれども、改めての確認が必要だと思えますが、文科省としてどのような認識をしてみえますか。

政府参考人（義本博司君） 今般、文科省におきまして、民進党調査チームから提出された文書及び五月十八日の朝日新聞の一面に掲載された関連内容につきまして、文科科学省の判断でヒアリ

ングを実施するとともに、並行して、担当部局の国家戦略特区に関する共有ファイルや共有の電子フォルダの中に該当する文書が存在するかどうかについての確認を行いました。その結果、共有ファイル等の中に該当する文書の存在が確認できなかったところがございます。

また、ヒアリングにおきましては、この問題を担当する専門教育課の課長、企画官、課長補佐及び専門教育課の上司であります高等教育局長、それから担当大臣官房審議官、特区の窓口でございます。まず行革室の室長補佐などを対象に実施したところでございます。ヒアリングにおきましては、当該文書において作成したことがあるか、職員間で共有したことがあるかについて調査を行いました。そのヒアリングを通じまして、該当する文書として存在を確認できなかったと結論付けたところでございます。

齋藤嘉隆君 質問に、時間がないので、端的にお答えをいただきたいというふうに思います。

前川さんによると、これらの文書は、次官時代に、御自身が事務次官の時代に、獣医学部の新設について専門教育課の職員から手渡されて説明を受けたと、こういうことをおっしゃっているわけでありまして。つまりは、恐らく専門教育課の課長さんか課長補佐か、あるいは企画官か、いわゆる調査の対象になっていたこの三名の方のいずれか

か、あるいは全員が同席の場でそのようなやり取りがなされたんだというふうに考えます。

この三人については、中身だけお答えいただければいいですが、文書の存在を調べるこの聞き取り調査の対象になっていきますけれども、聞き取り調査でこの文書の存在について、あるいは共有について、どのような聞き取りに対する答えをしていったんですが、具体的に答えください。

政府参考人（義本博司君） お答えいたします。ヒアリング対象者につきましては、示された該当する文書、それから朝日新聞の記事に関連する内容を見せながら、該当する文書が作成したか、あるいは職員間で文書を共有したことがあるかについて、それぞれの文書ごとに確認をさせていただいたところでございます。当該文書を作成、共有したところについては確認ができなかったところでございます。

また、担当部局の共有ファイルや共有の電子フォルダを確認し、共有ファイルの中に該当する文書がないかについて確認したところでございます。その結果、該当する文書の存在が確認できなかったところでございます。

こうした多面的な調査方法に基づいてこうした結論を出したところでございます。

齋藤嘉隆君 ちよっと繰り返しになりますけれども、この三人は、例えば文書を共有したことが

あるかという問いに対して、そのことを否定をしているのか、あるいは記憶がないと言っているのか、これはどちらですか。

政府参考人（義本博司君） 該当する文書を見せながら、作成したことがあるか、共有したことがあるかについて確認いたしました。それぞれにつきまして、作成したことも共有したこともないというふうな証言をいただいているところでございます。

齋藤嘉隆君 文科省の調査の最終的な結論は、確認ができなかったということになっていきます。これはこれで間違いないというふうに思いますけれども。

私、昨日、官房長官が記者会見の中で、文科省の調査では文書がないということになっていると、それに尽きるというふうに官房長官御自身がお答えになられています。それは事実ではありませんね。官房長官の言うように、文科省の調査では文書がないということになっていて、それに尽きていると、こういう調査結果ではありませんね。こ

こだけ確認させてください。政府参考人（義本博司君） 今回の調査におきましては、行政文書として該当する文書の存在があるかどうかについて確認させていただきました。行政文書として当該文書の存在について確認できなかったという結論を出しているところではない

ます。

齋藤嘉隆君 確認できなかったということですから、あるともないとはいえないわけです。

確認できなかったということで、文書がないという結論ではないですね。大臣、いかがですか、大臣。

国務大臣（松野博一君） 今政府参考人からお話をさせていただきまして、先ほどのお話をさせていただいた調査によりまして、その担当の局内における行政文書として存在をしていなかったと、存在がないということでございます。

齋藤嘉隆君 行政文書としてはないと。じゃ、メモの類いはあるかもしれない、あるいはあったと、こういう認識でいいんでしょうか。

国務大臣（松野博一君） 先般行いました調査は、お示しをいただきました当該文書に関する存否に関して調査をしたものでございまして、その対象は、文科省にということでございますから、行政文書ということでございます。

しかし、通常、こういった個人メモ、備忘録等に関するものに関して調査することはございませんが、今回は、様々な総合的な判断の中において、対象者に対してヒアリングをさせていただきました。その中において、先ほど政府参考人から答弁をさせていただきましたとおり、この作成について、また共有について確認できないというこ

とでございます。

齋藤嘉隆君 確認できない、文書がない、ここをはっきりしていただかないと、この先の議論が進まないんです。

私は、確認ができないのであって、文書があるかもしれないし、ないかもしれないと、このように、調査結果について御説明をお受けをしたときに、理事会で、そのように受け止めさせていただいておりますし、多くの皆さんがそのような認識をお持ちだというふうに思っています。

これ、内閣府にもちよっとお聞きをしたいというふうに思いますが、今日は政務官にもお越しをいただいていますけれども、これだけの情報が出て、全部、事務次官からも、文書の名前が、文書に名前が出ている元衆議院議員からも、この文書の中身が真実だという話が出ている。もうもはや、これは官邸も含めて怪文書と言って無視をできるような、そんな代物ではないというふうに思います。

元々は、事の発端は内閣府ですよ。内閣府です。責任者は、御本人もおっしゃっていただけるように、山本担当大臣です。内閣府でも、当然でありますけれども、このここまで大きな話題になっているこの状況を受けて、担当審議官等に細かく聞き取りをして、事実関係を調査をして発表すべきだと、このように考えますが、いかがでしょうか。

政府参考人（川上尚貴君） お答え申し上げます。

御指摘の文書につきましては、今文科省の方からお話もございましたとおり、調査の結果、既に該当する文書の存在は確認できなかったということでございます。こうした文書について内閣府としてもお答えする立場にはございません。

いずれにいたしましても、既に事務方からも答弁しているところでございますけれども、内閣府が、官邸の最高レベルが言っている、あるいは総理の御意思だというようなことを言ったことは全くないということでございます。

それから、九月二十六日の打合せの文書というのも御指摘の範囲かと思えますけれども、これにつきまして事務方に確認したところでは、具体的な日付や内容は記録もなく定かではないものの、文科省の担当管理職と昨年の九月から十月頃に面談を行ったというふうに伺っているところでございます。

以上でございます。

齋藤嘉隆君 いいです、事務方の答えは結構です。

政務三役として、今の問いに対してこの中身真相を明らかにする、そういう義務があると思えますけれども、内閣府には、この件について政務官はどのよう認識をしておられますか。

大臣政務官（長坂康正君） お答え申し上げます。

御指摘の文書につきましては、出所も分からず、お答えする立場にないということでございます。

齋藤嘉隆君 いや、前次官が、まさに省のトップである前次官がこれは文書として存在をしたということをおっしゃったこの背景を踏まえて今お聞きをしているんです。そのような形でこのままスルーはできないと思えますよ。

いかがですか、政務官。

委員長（赤池誠章君） 川上次長。

まず、先に川上次長の方からお話しした後、長坂政務官、お願いいたします。

政府参考人（川上尚貴君） お答え申し上げます。

大変繰り返しになって恐縮でございますけれども、御指摘の文書につきましては、文科省の調査の結果、既に該当する文書の存在を確認できなかったということでございますので、私も内閣府としてもお答えする立場にないというふうに認識をしております。

委員長（赤池誠章君） では改めて、長坂内閣府大臣政務官。

大臣政務官（長坂康正君） 恐縮でございます。

御指摘の文書につきましては、文部科学省の調査の結果、既に該当する文書の存在を確認できな

かったということでありまして、出所も分からず、その信憑性も定かでないといった文書については内閣府としてはお答えする立場にないということでございます。

齋藤嘉隆君 信憑性が定かでないというようにおっしゃるのであれば、やはりこの場に前川さん御本人に来ていただいて事の真相を御本人の口から御説明をいただくべきだということに思います。

この報道を、様々な報道を見ても、文科省は、大臣も含めて、この獣医学部の新設に対してはやっぱり強い懸念を当初持っていた。にもかかわらず、内閣府や、あるいは場合によっては官邸がもしもありません、から強い圧力があって、それに抗し切れずに筋が通らない話を通してしまった。

文書の存在を調べる調査では、元々やっぱり文書がある、あるんじゃないかなと思えますけれども、その黒いものを白と言えというようなことを言われながらも、私は、今のやり取りの中で確認できないということですから、否定も肯定もしておられないわけです。これは、文書はないという明確なうそはついていない、文科省は。あえてちょっとこのように捉えさせていたかというふうに思います。我々が指摘をしていたとおり、総理の意向を無理にのめされた文科省と、こういう構図がやっぱりどうしても見えてしまう、その

ように思います。

ある意味で、私は文部科学省は被害者だということにも思いますけれども、こういう指摘が様々な報道でもされているというふうに思います。大臣、こういう指摘についてどう考えられますか。

国務大臣（松野博一君） まず、官邸から直接間接に私たち、私に対して、文科省に対して、国家戦略特区に関して何らかの指示があったということは事実はありません。

その上でお話をさせていただきますと、そもそも、国家戦略特区のこの段階における文科省の立場、立ち位置をお話をさせていただきたいと思いますが、これはもう先生御承知のとおり、大学の設置申請というのは原則は自由であります。その原則自由の、これは所定の規定をクリアした申請者であればということが当然の前提でありますけれども、その中であつて、医師、歯科医師、獣医師、船舶乗船員がこれは抑制をされている。その理由は、これはそれぞれの所管官庁の判断による全体の需給バランスを、これを前提として抑制をしてきたわけにあります。

今回の国家戦略特区のまずこれは申請を受け付けるかどうかということの判断に関しては、申し上げたとおり、今までの判断がそもそも需給に関するものをもって文科省は判断をしていたわけであり、その判断は当然直接的に文科省が

できるわけではありません。所管の農水省の従来からの判断を基にということですが、私たち文科省が一貫して言っておりますのは、内閣府によって新しい獣医師養成に関するコンセプトが提示をされて、そして、その中において、そのコンセプトによる運用によって、全体の獣医師の需給がこれは農水省の判断によって影響を受けないということであれば、これはもう元々の原則に従って私たちはその申請を受けて、そして大学の設置審においてしっかり公正中立に判断をしていくというのが文部科学省の立ち位置でございますから、もうそもそもこの段階において文部科学省が何らかの圧力を受けるような必要がないということでございます。

斎藤嘉隆君 それでは、需給の問題が今ありましたので、少し詳しくお伺いをしたいというふうに思います。

資料を用意させていただいて、一から三までありますけれども、資料の一で、特に二〇一五年六月三十日、これ日本再興戦略改訂二〇一五、これが閣議決定をされています。この中で、資料二にありますように、獣医師養成系大学・学部の新設に関する検討についてという、いわゆる四つの条件が示されています。それをちょっと分かりやすく表にしてみました。 、 、 、 と、この四つの条件を満たした場合に初めて獣医学部の新設

について検討が可になると、まあこういう中身であります。 、 、 についての今回の加計学園岡山理科大学の獣医学部が本当にそれに合致しているのかどうかと。「?」と書いてあるのはもう合致してないんじゃないかと私なりに判断をさせていただいたところでありまして、是非、全部ちょっと聞く時間がないので、見ていただきたい。の部分ですけれども、新たに対応すべき分野における具体的な需要が明らかになったときに獣医学部の新設について検討するということになっていきます。

今回、どのような分野の需要が明らかになったんですか。内閣府、お答えください。

大臣政務官（長坂康正君） お答え申し上げます。

日本再興戦略改訂二〇一五では、現在の提案主体による既存の獣医師養成でない構想が具体化すること、ライフサイエンスなどの獣医師が新たに対応すべき分野における具体的な需要が明らかになること、既存の大学・学部では対応が困難であること、近年の獣医師の需要の動向を考慮することといった留意点を示しております。

提案主体による構想の具体化については、提案者から、獣医師が新たに対応すべき分野や既存の学部では対応が困難であることなど、具体的な構想の説明がございました。ライフサイエンスなど

の獣医師が新たに対応すべき分野における具体的な需要については、鳥インフルエンザなど人獣共通感染症が家畜等を通じて国際的に拡大していく中で、地域での水際対策や、新薬の開発などの先端ライフサイエンス研究の推進など、獣医師が新たに対応すべき分野で具体的な需要が高まってきていると……（発言する者あり）

齋藤嘉隆君 今、私がお聞きしたのは、新たに対応すべき分野における具体的な需要についてお聞きをしたんであって、今政務官からの答弁では、鳥インフルエンザなどへの対応云々といった部分の今お答えがあったかというふうに思います。

いろいろ調べてみたんですけれども、地域での鳥インフルエンザってどれぐらい起きているのかということなんです。昨年十一月から全国での発生状況を示した資料を資料三にお示しをさせていただいていますので、是非御覧をいただきたいと思えます。

この間、全国で二百三十件、鳥インフルエンザの発生が事例として報告をされています。中見ていただくと分かるように、茨城での六十二件とか鹿児島での三十件、岩手の二十件、愛知での十七件、こういふ事例がありまして、幸いにも四国では発生事例は一件もないんです。昨年や今年だけでなく、この数年確認する限り、四国での発生の例はありません。四国に拠点をつくっても、この

点について迅速な対応ができないのではないかと。わざわざ特区認定をしてまでこの事業が、今の鳥インフルエンザの対応も含めて、必要だという明確な理由をお示しをいただきたいと思えます。政府参考人（川上尚貴君） お答え申し上げます。

鳥インフルエンザの発生地域の御指摘かと思えますけれども、家禽類の高病原性鳥インフルエンザの発生状況を見ますと、今資料でも御覧いただいているとおり西日本での発生が多うございまして、平成二十三年以降で見ましても、四国地域に近い大分県、宮崎県、山口県でも発生が確認されているところがございます。

近年、高病原性鳥インフルエンザなどの越境感染症の発生リスクが高まる中で、四国地域で仮に発生した場合の封じ込め対策、あるいは近隣府県で発生した場合の四国地域への侵入防止対策などのために対応可能な獣医師を確保するということが、あるいは学術的な支援拠点が存在するという意義は大変大きいと思っております。例えば、感染症発生時に疫学調査チームが編成される際、地域の畜産情勢を理解した学識経験者が加わることで一層詳細な分析や検証が可能となるというようなこと、また、近隣からの侵入防止対策につきましても、地域の畜産事情に精通した立場から対策を実施する自治体を学術的に支援することがこれに

よって可能となるということでございます。

このほか、新たな獣医学部は、先端ライフサイエンス研究の推進に資する獣医師や、水際対策に関し国際的な対応が可能な産業動物獣医師の養成をも目的とするものでございまして、したがいまして、四国地域で今現在まだ鳥インフルエンザの発生がないといたしましても、獣医学部新設の必要性は大変大きいと考えるところでございます。

齋藤嘉隆君 必要ないと申し上げているわけはありません。今回の国家戦略特区という枠組みを利用して、そして広域的にこの地域にどうしても迅速な対応も含めて必要だということが、自分の理解がなかなか難しいんです。

専門的なことは分からないんですけれども、数年間遡って調べさせていただきましたけれども、これ瀬戸内海に面した愛媛県ですとか香川県ですとか広島県、岡山県などではやっぱりこの鳥インフルエンザの発生というのは見られないんですね。これ、何ででしょう。渡り鳥の飛来の経路などにも関係をしているのかも分かりませんが、これも感染症の水際対策ということで地域的に四国に拠点を置く、こういう必然性が若干説得力をこれ欠くんではないかと、こういう指摘をさせていただいています。

獣医師の需要、需給の課題についても大臣からもお話がありました。これ文科省としては、そこ

は範疇ではなくて、このことは農水省含めてその判断をして、その判断に従って今回の特区の認定に向かって動いていったと、こつこつ御説明であつたかというふうに思いますけれども、これは獣医師の需給、供給が不足していると言えるんじゃないか。また、それは四国を含む地域が特に不足しているという数的な根拠を是非お示しをいただきたいと思います。

政府参考人（小川良介君） お答え申し上げます。

獣医師の需給につきまして、近年、牛、豚といった家畜、あるいはペットでございますが、猫の飼養頭数というものは、いずれも減少傾向にございます。一方で、ペット一頭当たりの診療回数というものは増加していると考えられることから、一概に申し上げることはなかなか難しいのでございますが、獣医師の数自体が全体的に不足しているという状況にはないと考えております。

ただ、このような中、牛、豚といった産業動物の診療を行う獣医師につきましては、都道府県単位の畜産協会等が地元で就職することを条件に獣医学士等に対しまして修学資金を貸与する事業を実施している状況に鑑みますと、地域によってはその確保が困難なところがあるという状況にあると認識しております。具体的には、四国地方におきましてもこの修学資金の貸与事業を行っている

ところでございます。

斎藤嘉隆君 今、産業動物診療獣医師のことに ついても触れられましたけれども、ちょっと古い資料で、今ちょっと出てこないんですけれども、恐縮ですけれども、以前、政府がこの産業動物診療獣医師の地域別需給割合という将来見通しを出しておられます。二〇四〇年までの見通しを細やかに示されたというもので、現状、現在の状況とは多少ずれがあるのかもしれませんが、中身を見ますと、全国の広域的な地域別で例えば二〇二〇年なんかの例を見ると、最も獣医師が不足する地域は東海地域とされています。産業動物診療獣医師です。次に九州が不足をしていると、こつこつ数字が明らかになっていく。地域偏在を是正という理由であると、やっぱり今回の措置はその解消にならないのではないかとふうに思います。

しかも、私は東海地域に住んでいますけれども、最も不足をしているとされている東海地域で見ると、獣医学部定員は岐阜大学に三十人の定員です。三十人の定員です。次に不足をしているとされている九州では、鹿児島大学と宮崎大学にそれぞれ三十人ずつの六十人の定員です。この状況で、来年度四国に開設をする加計学園獣医学部は、定員は何名ですか。

政府参考人（常盤豊君） 加計学園の岡山理科大学の獣医学部につきましては、入学定員百六十

名ということで申請が上がってまいっております。

斎藤嘉隆君 最も必要だとされている地域に三十名、六十名、こつこつ定員があつて、今回新設をされるこの獣医学部は百六十名です。全国でたしか九百三十名の現行の枠の中で百六十名という学部、学校はほかにはどこにもありません。最も多いんですね。

これ、先ほどの獣医師の需給という地域別の観点からいって、本当にこれは正しい措置なんじゃないか。百六十名の根拠をお示しをいただきたいと思ひます。

政府参考人（常盤豊君） 私どもの方では、加計学園から応募があつた構想というものがございませう。これは国家戦略特区として新設する獣医学部のことでございますけれども、加計学園から応募があつた構想では、入学定員百六十名がライフサイエンスや国際的視野で公共獣医事などに取り組む獣医師を養成する旨が記載されておりますけれども、応募書類上、その定員の内訳については示されておりませう。

斎藤嘉隆君 であるにもかかわらず、それだけ大きな、ほかに類を見ないほどの大きな定員を持つた獣医学部がこの特区という制度を使って設置をされるわけです。これどう考えてもおかしいんじゃないかと。

全体に供給が不足をしているというのであれば、

全体の地域バランスを考えて既存の大学にまず必要な定員を開設をして、その上で四国も含めて対応していくということを考えるのが普通の文科省としての考え方だということに思いますけれども、そうはなっていない。この件について、なぜ既存の大学での対応ではこの対応が難しいんでしょうか。

政府参考人（常盤豊君） お答え申し上げます。国家戦略特区における獣医学部の新設につきましては、特区制度を所管する内閣府を中心としたしまして、獣医療行政を所管する農林水産省、大蔵省、学行政を所管する文部科学省の間で調整が行われてまして、昨年十一月に諮問会議において、獣医師が新たに取り組むべき分野における具体的な需要に対応するため、関係制度の改正を直ちに行うこととする追加規制改革事項がまとめられたところでございます。これを受けまして、内閣府と共同で獣医学部新設を可能とするという告示の改正を行ったところでございます。

齋藤嘉隆君 これ本来は内閣府が答えるべき内容ですよ。内閣府、いかがですか。

大臣政務官（長坂康正君） お答え申し上げます。昨年十一月の諮問会議で取りまとめたとおり、先端ライフサイエンス研究や地域における感染症対策など、獣医師が新たに対応すべき分野に係る

ニーズが一層顕著になってきている。この点について、事業者である加計学園の提案は新たな分野のニーズに応えるものとなっていると考えたわけでありです。

創薬などのライフサイエンス分野の研究者や公務員獣医師を育成する新しい獣医学教育拠点を目指す。創薬プロセスで基礎研究から人を対象とした臨床研究の間の研究で、獣医学の知見、動物実験を用いた臨床実験などを充実する動きに対応した教育研究を推進する。国際獣疫事務局が提案する家畜の越境感染症のゾーニング対策における四国の学術支援拠点として迅速な危機管理対応を支援するといった点で新たなニーズに心えるものである。このことから、既存の獣医師養成でない構想が具体化したと言えると考えております。

齋藤嘉隆君 ですから、一層顕著なニーズはないし、新たな需要へ対応できるような特に明らかに顕著な事例はない。ですから、今回の獣医学部については何らかの恣意的な力の下で、無理筋でやっぱり設置が決められていったのではないかと、こういう国民の疑念を代弁をさせていただいているわけですから、このことをしっかりと御認識をいただきたいというふうに思っています。

これ、広く門戸を開いてこの獣医学部の設置についてやっていけるとすると、加計学園が特定事業者に正式に選ばれたのは一月二十日の総理認定を

もってです。この認定をもって加計学園が対象となって事業がスタートしたということになります。開校まで十四か月というこの時点。で、ここから文科省と加計学園の事前の様々なやり取りが始まって、来年の四月に学部が新設をされると。このスケジュールで間違いありませんか。

政府参考人（常盤豊君） ただいま委員の方からお話ございましたが、国家戦略特区におけるスケジュール、手続の流れについては昨年の十一月に追加規制改革事項が定められまして、その後プロセスを経て一月に特区の区域計画として認定をされたということだということに理解をしておりますが、その後、今年の三月末が学部の新設についての申請の期限でございますので、そこで申請がなされ、現在審査を行っております。通常のスケジュールでございますと八月下旬には答申をいただき、大学の設置認可を行い、そして来年の四月に開校するというのがスケジュールでございます。

齋藤嘉隆君 もう時間が迫ってまいりましたので、最後に一点だけ。

教育はビジネスではありません。ビジネスではありません。三十七億という土地が無償で手に入っており、百九十二億という総事業費の半額が自治体によって補助をされます。その百九十二億の総事業費も、私、地元で、現地を見てまいりましたけ

れども、現地に住んでいらつしやる方、あるいは市議会の方から、本当にそんなに掛かるのかと、こういう疑念の声も上がっている。算定根拠も実はよく分かっていないのではないかと、こういうような話も出ています。

開設後は、当然でありますけれども、私学助成も含めて大きな公金がこの学園にまた転がり込んで、まあ転がり込むという表現はいけないかもしれませんが、まきれども、給付をされるといふことになりません。まさに、見方を変えると、これ学園ビジネスと化してしまっているのではないか。それを規制緩和によって一つの学園にのみ、今回でいえば一つの法人にのみ門戸を広げて実現をする、こういう実態があるので我々はこの問題点を指摘をさせていたでいてるんです。

文科省は、教育に、何度も言っていますけれども、教育に責任を持つ、こういう省庁ですから、教育的見地に立つて、この問題、しっかりと対応していただきたいというふうに思いますし、恐らく前川さんの様々な発言はこういう強いメッセージだというふうに思っています。

大臣、最後に総括的にお答えいただけませんか、しょうが、この問題について。

国務大臣（松野博一君） 教育が崇高な目的を有しているという点に関しましては、先生と意見を共有しているところであります。

地域、自治体がこの一連の経過の中で御判断をされたという事は、これは、地方議会の決議判断も経てされたものであると考えておりますので、私が論評すべきものではないと思えます。

文科科学省は、現在、大学の審議会においてこの事案について審議をしていただいておりますが、これはもう専門家が公正中立な立場で設置審においては審査がなされるものでありますから、その審査をしっかりと受け止めて、そして、これはもう先生から御指摘があつたとおり、教育行政に関して公正中立の立場からしっかりと取り組み続けていきたいと考えております。

斎藤嘉隆君 本当に、総理の放つ矢は国民の皆さんには届いていないと思えます。友達には届いているかもしれませんが国民には届いていない、これが現実だというふうに思います。

是非、繰り返しになりますが、前川さんこの場に来ていただいて事情をしっかりと聞く、当委員会としても是非そのことを進めていく、このことを最後にもう一回お願いをさせていただきます、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

小池晃君 決算委員会に続いて質問します。

決算委員会の直後に、私の事務所に、昨年十一月八日に加計学園に伝えられたとされる伝達事項という文書が送られてまいりました。これは民進

党さんの方にも来ているということ報道もされております。

事実関係を確認したいと思うんですが、大臣、加計学園に昨年十一月八日に伝達事項という文書を送ったんでしょうか。

国務大臣（松野博一君） まず、これは、国家戦略特区に関わるものであつても、大学の設立に関する一般的な相談というのはあり得べしだと思いますが、しかし、従来から、個々のこの種の相談に関しては、それがあつた、なかつた、内容、どういった内容かに関しても公表をしているものではないと思えます。

小池晃君 否定しないわけですね。

もう一つ、事実関係として確認したいんですが、大臣は昨年十一月七日に、加計学園に対しては、文科省としては、現時点の構想では不十分であるということ厳しく伝えるべきだということ専門教育課に指示しましたか。

国務大臣（松野博一君） 今ほど答弁をさせていただきますましたとおり、一般的に設置に関する相談は受け付けておりますが、その内容に関しては極めてその学校法人等の経営判断によるものでありますから、内容に関して公表することはしておりません。

小池晃君 やっぱりそれも否定しないわけですね。

この伝達事項の中身が重大で、設置申請に向けて必要な教員確保や施設整備、資金計画など万全な準備を行っていただきたいとあるわけですよ。

翌日、翌々日ですか、十一月九日に国家戦略特区諮問会議で獣医学部の新設が決定する前の段階で、まさに加計学園に対してここまで具体的に、もう加計ありきで、加計に決まるということを前提とするような伝達事項を伝えていたということであるというのには、これ極めて重大だと思いますよ。

だから、それ、知らないで済まされる話じゃないんで、これは文科省の文書の調査の後で出てきている問題ですから、もう一回調査してください。よろしいですね。

国務大臣（松野博一君） 基本的に、文書の出所や入手経緯を明らかにできない場合において、文書の存否や内容などの確認の調査は行っておりません。

前回、五月十九日に調査を行いましたのは、この内容が、意思形成に関わる大臣等の特定の政府高官のやり取りが指摘をされ、また、総理の意向や官邸の最高レベルといった官邸の関与があった可能性を示すような文書等であり、そして、突然として報道されたため、政府として確認する必要があると判断をし、当該文書に限って存否の確認を行ったところでありますが、このため、文部科学省として改めて調査を行うつもりはございません。

ん。

小池晃君 ひどい話ですよ。だって、具体的に、じゃ、後で届けますから、メール、それから文書、届けますから。事実として来ているんだから、これ、民進党にも我々にも、ちゃんと調べてくださいよ。それを拒否するというのは本当にひどい話だと思いますよ。調査するのは当然だということをお願いしたいと思います。

それから、これ、決算委員会での質疑の中で、獣医師の需給の問題については、大臣は、内閣府、農水省と調整を進めていたというふうにお答えになつていらっしゃるんですね。この調整、できたんですか。

国務大臣（松野博一君） 調整ができたかということに関しては、もちろん、国家戦略特区に関しては、それを所管する内閣府、需給を調整するのが農水省でございますから、その間で調整を進め、その結果、三省における合意があり、今回決定がされたという経緯でございます。

小池晃君 いや、ごまかしているんだと思っただけです。

大臣はこう言っているんですよ。今おっしゃったように、国家戦略特区全体の方向性は内閣府で決めると、それを受けて、今まで抑制するという理由だった獣医師の需給関係の影響については農水省の方で御判断いただかないといけない、これは一貫して申し上げているんだと。

要するに、文科省の役割というのは、設置申請

が来れば、それに基づいて、基準に基づいて審査することで、要するに、それまで農水省は現時点において需給は足りているという見解だったから、そこをちゃんと調整してくれないといけないですよ。ということじゃないですか。それ、最後に三大臣で確認したという三大臣の確認の中に別に需給について合意したなんて書いていないわけですね。だから、農水省は、これは需給についてちゃんと答えを出す必要があるというふうには文科省考えていたわけでしょう。その答えは農水省は出したんですかと私聞いています。

国務大臣（松野博一君） これは、既に山本地方創生大臣の方からも御答弁をいただいていますとおり、その需給の問題に関して私もからも調査を進めてほしいというお話はさせていただきます。それを受け、また農水省との調整があり、またパブリックコメント等の内容を経て、結果的に一校に限るということにしたと。これは、もう山本大臣が既に答弁をされているところであります。

小池晃君 だから、途中全部すっ飛ばしているじゃないですか、今の話。

だから、その前提として、需給については、これは農水省として一定の結論、調整を付けるということがあって初めてそっちに行くわけでしょう。

それができているんですか、できていないんですかと、それを聞いています。はっきり答えてください。

国務大臣（松野博一君） まず、これは前提として、政策形成過程に関して、今まで、これはもう従来からも公表をすることは差し控えさせていただいてありますが、当然、農水省が参加をした一連の会議を経てこれは決定されたものでありますから、当然その中において農水省の判断があったということであります。

小池晃君 いや、だから、ずっと避けているんですよ、回答を、これ。一貫して国会でも一度も誰も答えていないですよ。農水省は、需給については、これはもう調整したんだということ、もうつくっていいんだと。今まで需給が足りているからつくらないでいい、つくるべきではないと言ってきたけれども、それが変わりますということとははつきりどこかで言っていますかと。確認していないんですよ、これ。

それで、朝日のインタビュアーで前川前事務次官もこう言っているわけです。これは、新設認めるといのは文科省だけれども、全体としては足りていると農水省が言っている中で、無駄な大学つくったという批判が文科省に回ってくるのではないかと。だから、農水省や厚生労働省が獣医師は足りていないというデータを示さない中では、

本来踏み切れないと。

これ、そうだと思うんです。だから、大臣も一貫して、これは、需給については農水省示すべきだとずっとお答えになっている。でも、それについて最後まで答えがないわけです。

私、当然、昨年十一月九日の国家戦略特区諮問会議でもそうした史料を大臣はされたはずだと思うんですね。ところが、今日お配りしている議事要旨を見ると、何も言っていないんです。設置認可申請については、大学設置認可に関わる基準に基づき適切に審査を行ってまい、この一言で終わっているんですが、本当にこれだけですか、発言は。

国務大臣（松野博一君） これはもう議事録でございますから、私が発言したとおり正確に記されていると思います。

小池晃君 ここに、私どもが政府関係者から入手をいたしました、昨年十一月九日の国家戦略特区諮問会議の際の松野文部科学大臣御発言メモとこのがございます。この発言の中にはこう書いてある。平成二十七年六月に閣議決定された日本再興戦略改訂二〇二五を踏まえ、規制改革を所管する内閣府を中心にして獣医師行政を所管する農林水産省との調整が行われ、本日、国家戦略特別区域諮問会議において追加の規制改革事項がまとめられました。これに従い、文部科学省において

は、関係制度の改正を進めるとともに、今後とも内閣府及び農林水産省と連携協力して調整を行うてまいります。これに沿った設置認可申請については、大学設置認可に係る基準に基づき適切に審査を行ってまいります。

この最後のところが議事要旨にはないですね。その前段の部分、これは言ってみれば、文科省としては日本再興戦略の条件に適合するかどうか判断していませんよと、これはあくまでも内閣府と農水省の調整を受けてやっているだけです。という、そういうニュアンスの発言が事前にあるわけです。それがすっぽり議事要旨から抜けているんです。

大臣は、普通こういうメモがあれば、このメモに基づいて発言されるんじゃないですか。これ、議事要旨から削除されたんじゃないですか、この大事な部分。

国務大臣（松野博一君） 繰り返しになって恐縮でございますが、この会議において私の発言はこのとおりでございます。

小池晃君 本当にそんなことを言っているのでしょうか。私は、どう考えても、これだけのメモができていて、恐らく今までの議論の筋からいって、文科省としてはこういう発言絶対すると思えますよ、こんな形で決められたら困るという思いおありでしょうか。だから、こういう発言し

たと私は思うんですよ。ところが、これ最後は議事要旨からすっぽり抜け落ちてる。

大臣、十一月九日の、もう焦点になってる会議だから忘れるはずないんじゃないですか。大臣、こういう発言されたでしょう。こんな、議事要旨に残っている、手続に沿ってやりますというだけの発言で終わらせたんですか。そんなことないと思いますよ。大臣、記憶を呼び起こしていただきたい。

国務大臣（松野博一君） これはもう複数出席をした会議での私の発言でございますので、私の発言はこのとおりでございます。

小池晃君 だから、削除されているんじゃないですか。議事録、議事要旨からは、じゃ、私が入手した発言メモのとおりにじゃべらなかつたというふうに断言されるんですか。

国務大臣（松野博一君） 先生のお手元にある発言メモというのがどの種の文書であるか、どういった経過、出元のものであるか分かりませんが、いずれにせよ、事実としてその会議において私が発言したのはこのとおりであり、先ほど来申し上げていますとおり、これは別に密室で行われた会議ではなくて、複数名、各関係者が集まっていた場の発言でありますから、このとおりでございます。

小池晃君 だって、これ議論している間はオ

ブンじゃないでしょう。頭振りやって終わりでしょう。これは、私はちゃんとこれ説明する必要あると思いますよ。どう考えても御発言メモと違うのが議事要旨に残っているわけです。

文科省としては、日本再興戦略改訂二〇一五年を踏まえた条件を盛り込もうとした。私は決算委員会でも申し上げました。それから、獣医師の需給は農水省がちゃんとやってくさいねということの特区会議の決定に盛り込もうとしたけど、全部それは拒否されたわけです。経過としては、しかも、その上、大臣の発言が議事要旨からも削除された可能性があるのではないかとこの疑問が湧いてくるわけです、これを見ると。

最終的には、これは安倍首相が、この会議では、いろんな懸念があるにもかかわらず、今日お配りしている議事要旨の最後にあるように、これは、「本日は、「獣医学部の設置」や「地域主体の旅行企画」についての制度改正を決定しました。」と締めくくったわけですね。結局、いろんな懸念が文科省から出された、農水省の需給の問題についての結論も出なかった、しかし、最後は総理の一言でこの諮問会議で決定された、そういうことじゃないですか。

国務大臣（松野博一君） 繰り返しになります。先ほどのこの議事録として示されているものの発言は私の発言したとおりでございます。そし

て、この国家戦略特区を主管しておりますのは、先生御存じのとおり、内閣府でございますから、内閣府において、全体の運びに関しては、是非これは内閣府にお尋ねをいただければと思います。

小池晃君 内閣府に聞きますよ、これ。やっぱり内閣府が最終的にこういう形で押し切った、内閣府というか、これ、議長は首相ですから、やっぱり安倍首相が最後押し切ったということになるんじゃないですか、これ、経過から言えば。

前川前文科学次官、政府の中でどのように意思決定が行われているのかを国民が知ることは民主主義の基本の基本だとおっしゃっている。私はこれは同感です。一連の事実説明するのは国会の責任であります。

前川前事務次官の証人喚問、求めたいというふうに思います。御検討いただきたい。

それから、国家戦略特区諮問会議議長である安倍首相が出席をする集中審議がどうしても必要だと思えます。これは非求めたいというふうに思います。御検討ください。

委員長（赤池誠章君） ただいまの件につきましては、後刻理事会において協議をさせていただきます。

小池晃君 私は、これは国家の私物化だと思えますよ。本当に自分たちの家族あるいは知り合い、お友達、そついった者に対して、森友学園ではこ

れだけ提供され、加計学園でも提供される。国民から見れば、どう考えたって、これおかしじやないかという疑念が湧いてくるのは当然じゃありませんか。(発言する者あり)

今、自民党がいろいろとやじ飛ばしたけど、私は、こついったことについてきちつと国民の疑念を晴らすのは党派の問題ではないと思いますよ。自民党だって、これちゃんと言わなきゃ駄目ですよ、こんなのそのままにしておいて、霞が関の官僚の皆さんだって、とんでもないと思いますよ。自分たちがいろいろやってきたことをこんな簡単にひっくり返される、こんなことでまともに仕事できるのかという。だから、そういう人たちからどんどん内部文書の提供もあるんですよ。前事務次官が、やっぱりおかしじやないかと声を堂々と上げるわけです。

こんなひどい政治はやっぱり変えなきゃいけないというのを申し上げて、質問を終わります。

高木かおり君 日本維新の会の高木かおりでございます。

本日は、獣医師養成系大学の新設について御質問をさせていただきたいと思ひます。重なる部分があるかと思ひますけれども、御容赦願ひたいと思ひます。

まずは、新学部設置についてでございます。

本日議題となりました加計学園につきましては、

国家戦略特区での獣医師養成系大学の新設ということでございます。我が党は、規制緩和を進める政策として国家戦略特区の活用は応援していきたいと思っております。しかしながら、獣医学部の新設は五十数年ぶりということ、大学の新設ということであれば、将来を担う若者を育てるということでもあり、今回様々な報道も流れておりますけれども、加計学園で納得できる理由が知りたいたと思っております。

まず、一般的な新学部設置を考えた場合、三十年四月に開学しようとする際のスケジュールについてお聞かせください。

政府参考人(常盤豊君) お答え申し上げます。平成三十年四月に新しい学部を設置するというケースでございますけれども、平成二十九年、今年の三月三十一日までに、文部科学大臣に対して大学から、正確に申しますと、学校法人から設置認可の申請を行うということとなっております。

設置認可申請がございました場合には、文部科学大臣から大学設置・学校法人審議会に対して諮問がなされまして、同審議会において、教育課程や教員組織、施設設備、財務状況などが学校教育法及び大学設置基準等の法令に適合しているかについて、学問的、専門的な観点から審査を行うこととなっております。

一般的なスケジュールといたしましては、同審

議会においては、約五か月の審査の後、本年八月に審査結果を答申することとなっております。これを踏まえて八月末に文部科学大臣が認可の判断を行うというスケジュールになってございます。

高木かおり君 今回の加計学園につきましては、現在、設置認可を大学設置・学校法人審議会に今まさに諮問している段階で、御答弁いただいたように、この八月に答申が出るということでございますけれども、今回様々な課題が出ている中、来年四月まで本場に時間がございません。今年三月に今治市議会が三十七億の用地の無償譲渡などを可決し、校舎の起工式が行われたとのことでございますが、これから校舎を建設し、実験器具や研究器具、そういったものをそろえ、教員を集め、生徒を募集するということになります。本来に来年四月の開学に間に合うでしょうか。お聞かせください。

政府参考人(常盤豊君) お答え申し上げます。岡山理科大学獣医学部の新設に関しましては、本年三月三十一日付けで学校法人加計学園から申請がございまして、四月十日に文部科学大臣から大学設置・学校法人審議会に対し諮問がなされまして、現在審査が進められているところでございます。

同審議会における審査におきましては、ただいまも申し上げますように、教育課程や教員組織

今御指摘ございました施設設備、それから財務状況などがこうした法令の規定に適合しているかどうかということについて審査が行われるわけでございます。その審査につきましては、公平公正な審査環境を確保するという観点で今進められているところでございます。

具体的な内容については、まだ現在審査中でございます。審査終了後に公表することになっておりますので、現段階でのお答えは差し控えたいと思っております。

高木かおり君 やはり大学としての質を担保できるのかと、様々な課題もあるかと思えます。

今回は、獣医学部の設置につきまして京都産業大学も手を挙げていたと聞いております。平成二十七年六月三十日に閣議決定されました日本再興戦略二〇一五の獣医師養成系大学・学部の新設に関する検討の中では、三つの条件、そして一つの留意事項が挙げられております。先ほど政務官の方から御紹介もあつたかと思えます。

条件の三つ、一つ目、現在の提案主体による既存の獣医師養成でない構想が具体化していること、条件二が、ライフサイエンスなどの獣医師が新たに対応すべき分野における具体的な需要が明らかになっていること、条件三が、既存の大学・学部では対応が困難な場合であること。

今治市の提案、三つの条件はクリアしていたも

のと思われま。競合していました京都産業大学は、二〇〇四年の鳥インフルエンザを京都府とともに解決してきたという実績も、そしてまた京都大学のiPS細胞研究所との共同研究、こういった具体的なプレゼンもされていたかと思えます。それよりも今回加計学園が優れていた点、どういったところでしょうか。お聞かせください。

大臣政務官（長坂康正君） お答え申し上げます。獣医学部の設置は、平成十九年秋から昨年春までの八年近く今治市の提案が唯一の提案でございました。こうした中で京都府、京都産業大学から昨年三月に提案がございましたが、要旨のみの簡素なものであつたわけでありました。その後、昨年十月に詳細な提案をいただいたことを受けて、十月十七日に特区ワーキンググループでヒアリングを行いました。しかしながら、京都府等の提案は必ずしも準備が整い事業が具体化しているとは言えなかつた。これに比べ今治市の提案は、事業の早期実現性という観点から熟度が高いと判断し、これを優先することとしたわけでありま。

今治市は、専任教員の確保、入学定員百六十名に対し七十名の面で京都府等と比べて優れておりました。水際対策について、今治市は、四国知事会等が要望するなど広域的な対策を強化する具体的なアクションを起こしている。他方で、京都府

等は、獣医学部のある大阪府との連携が必ずしも確保されていないなど不十分と評価せざるを得なかつた。また、獣医学部の設置は地域の活性化に大きく貢献する必要がある。京都府等の提案にその具体性がない反面、今治市は、まち・ひと・しごと総合戦略等に位置付けた上で、卒業生を地域の産業動物分野に就職させるための奨学金の仕組みなどの工夫を凝らしております。京都府は、ライフサイエンス研究を提案しておりますが、水際対策に関する部分が薄い。他方、今治市は、現場体験学習などを通じて卒業後に産業動物を扱う分野に進むよう誘導するとともに、畜産業のみならず、地元の水産資源を対象とした感染症対策など地元固有の資源に着目したより具体的な内容となつていると評価できるといふことであります。

このように、今治市の提案は事業の早期実現が見込まれると判断したものであります。ただし、国家戦略特区は規制改革の突破口であります。今後、京都府等の提案についても十分検討に値するものと考えております。

高木かおり君 今の御答弁ではかなり今治市の方が、先ほど申し上げたような三つの条件に値してかなりすばらしいといふふうを受け取れましたけれども、今後、確認をさせていただきたいんですけども、この獣医師会の様々パブリックコメント等の要望で、今回は一校のみ認めるといふこ

とございましたけれども、将来的には、例えば京都産業大学ですとか、そういった二校目、三校目、こういった開学も考えられるということでしょうか。

大臣政務官（長坂康正君） お答え申し上げます。

今回の獣医学部の新設は、人獣共通感染症が国際的に拡大する中で、地域での水際対策の強化や先端ライフサイエンス研究の推進など、獣医師が新たに取り組むべき分野の具体的な需要に因應するために認めるものとしたものであります。また、こうした分野に加えて、地域的にも広域的に見て獣医学部がない地域に限るといたしました。

このように、今回、事業の早期実現性の観点からも今治市において獣医学部を新設することとしたところでありますが、国家戦略特区は規制改革の突破口であり、今後、別途提案が寄せられている京都府等の提案についても十分検討に値するものと考えております。

高木かおり君 今、需給に関する御答弁も含まれていたかと思えます。

今後の獣医学部新設の可能性と関連するかと思うんですが、今回の加計学園の定員は、先ほどから出ているように百六十名ということでございます。国内最大規模であります。ところが、農水省によりますと、獣医師の需給バランスは取

れている、ただ、地域によって偏在がある、獣医師が足りない地域もあるということでございます。

今回、わざわざ広域的にと、獣医師系養成大学等の存在しない地域に限り獣医学部の新設を可能とするという条件を付けたわけですから、四国に獣医師が不足している、卒業後はできるだけ四国にとどまっていきたいという意図があるかということに思えます。

四国に獣医学部がないから今治市にということ は理解をいたしますけれども、卒業生がそのまま四国にとどまるかどうかは分かりません。現状も、地方の医学部に在籍してそのままその地方にとどまる獣医師というのが一体どれくらいいるんでしょうか。そういった獣医師を増やすための方策はどのようなものがお考えでしょうか、お聞かせください。

政府参考人（小川良介君） お答え申し上げます。

産業動物獣医師、牛、豚を診療する獣医師さんでございますけれども、これは地域によってその確保が困難なところがあるという状況でございます。このような状況を踏まえまして、都道府県単位の畜産協会等が地元で就職することを条件に獣医学生に対して修学資金を貸与する事業を実施しており、平成二十六年からは高校生に対しましても、入学資金を含む修学資金の貸与を開始した

ところでございます。

平成二十八年度には、四国の徳島、愛媛、高知を含め、全国十六地域で新たに四十人への修学資金の貸与が計画されており、これらの地域で産業動物獣医師の確保に努めているところでございます。

高木かおり君 是非とも、卒業後に役立つような制度、獣医師の修学資金を活用しておられるということでもございましたけれども、地域偏在の課題解決につながるようお願いをしていきたいと思えます。

時間がございませんので次に参りたいと思えますが、国家戦略特区により獣医学部の新設が決まったとしても、最終的には、やはり今回私が大変懸念するのは大学の質ということに責任を持つのは文科省だと思えます。

最後に松野大臣にお伺いをしたいと思います。

規制緩和の一つとして、五十数年ぶりに獣医学部を新設するということは評価はしているのですが、獣医学部としての質を確保すること、獣医師が増えたことで獣医師の質が低下すること、これは避けなければならぬと思っております。この点について最後、どのように文科省として質を担保していくのか、お聞かせをください。

国務大臣（松野博一君） 高木先生の御質問にお答えをいたします。

文科省が獣医師の質に関して担当しておりますのはその教育面からということかと思いますが、学校法人加計学園の獣医学部につきましては、平成二十九年三月に設置認可の申請があり、四月に文科科学大臣、私から大学設置・学校法人審議会に対して諮問を行いました。申請書の内容につきましては審査終了まで非公開ですが、学校法人加計学園が国家戦略特別区域会議の構成員として応募した事業計画には、新設する獣医学部の入学定員を百六十名とすることが記載をされており、

現在、大学設置・学校法人審議会において、教育課程、教員組織、施設整備等の教育環境の面から、入学定員の人数に必要な整備がなされる計画となっているかという観点から審査を行っているところであります。通常のスケジュールであれば本年八月下旬に答申が出される予定ですが、文科科学省といたしましては、獣医学教育の充実が図られるよう、法令にのっとり適切に審査を進めてまいります。

高木かおり君 ありがとうございます。

大学の 신설につきましては、大学そのものの在り方はもちろんのこと、地域の産業構造ですとか将来的な産業構造とも深く関わる問題でございます。規制緩和の方向は私も賛同いたしますけれども、大学にはやはり私学助成金など国民の税金が投入されるものですから、政府は説明責任を

しっかりと果たし、国民に納得のできる大学を設置していただくことをお願いいたしました。私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

木戸口英司君 希望の会（自由・社民）、自由党の木戸口英司でございます。

私は以前、森友学園の質疑のときに、憲法八十九条、私学助成の在り方というところ、引いて話をさせていただきました。私学行政の根本、私学の教育の自由、私学行政の公平性、私学教育の公共性、これが私学助成、私学支援、私学行政の大前提だと思っております。ところが、先人たちが苦勞して築いてきたもの、それが今大きく崩されようとしているのではないかとということ、そのことを文科科学省として重大に捉えるべきだということとを申し上げたところでございます。

今日の前川前事務次官の報道、この見出し、行政府がめられた、踏むべきステップを踏めず筋を通せなかった、こんなことを認められないと私が内閣府に対して強く主張して筋を通すべきだった、反省しているという文言があります。前川前事務次官のこの発言についてお聞きしても、答える立場にないということで返されるところでしよう。私も、この行政府がめられたと、このことを非常に大きく懸念をしているところであります。私がかこう思うことに対して、大臣、いかがでしょう

か。所感をお伺いいたします。

国務大臣（松野博一君） 前川前次官の発言に關しましては、先ほども答弁させていただきましたけれども、既に辞職をされた方でございますので私からコメントをすることは差し控えさせていただきます。先生の方から、行政がゆがめられたのではないかとということに關しては、文科科学大臣として、文科科学省として、今回の国家戦略特区に關する経過の中においては、一貫して文科科学省として、これはもう国家戦略特区の新たな獣医師に關するこれは需要、ニーズに關しては内閣府において取りまとめられるものであり、それを受けて農水省が全体としての需給に關して判断をし、それが適正、農水省の需給判断の中において、今まで文科省が獣医学部を抑制してきた内容から内閣府が提示をしているものであれば影響がないという判断であればこれは設置認可に關して受け付けることは同意をする、それを受けて、その内容に關しては専門家の協議による大学設置審議会において公正中立に進めていくということ、これはもう一貫して私も指示を出しておりますし、そのように進められてきたものでありますから、行政がゆがめられたということはないと考えております。

木戸口英司君 特区については内閣府、そして需給については農水省ということ、そして設置に

については責任を持って文科省でということであり
ます。

この間の前回の質疑でも申し上げましたが、い
ずれ大学が、学部が新設されれば、そこで学ぶ学
生、そして学生の将来、これを保障していく、そ
のこの責任は文科省にあるということ、そのこ
とを踏まえてこの特区での新学部設置ということ
やはりしっかりと検証すること、私は大事である
と、そのように思っております。

そこで、ちょっと質問通告の順番を少し変えて、
一番最後に通告していた質問から入らせていただ
きます。

加計学園による獣医学部の新設は、先ほど来お
話ありましたとおり、国家戦略特別区域諮問会議
で示された創薬プロセスにおける多様な実験動物
を用いた先端ライフサイエンス研究の推進や、地
域での感染症に係る水際対策などへの対応が目的
とされており、したがって、仮に大学設置・
学校法人審議会による審査等を通過し、来年四月
あるいはそれ以降に獣医学部が新設されたとして
も、その後新設された獣医学部においてこうし
た具体的な需要に対応する研究及び人材育成が行
われているか、不断に検証していく必要があると
考えます。この点に関して二点ほど質問をさせて
いただきます。

そもそもの前提として、来年四月の開設が認め

られないことも考えられます。これはあり得るこ
とです。国家戦略特区として、しかもこうしてス
ピード感を持ってということが言われてきたこと
であります。今回、開設が仮に認められなかつ
た場合に、文部科学行政又は農林水産行政上、何
か不都合が起きるのでしょうか。この点をまず伺
います。

また、大学設置・学校法人審議会は、加計学園
による獣医学部新設に関して、教員組織や校地等
について大学設置基準等に適合しているか審査す
るものであり、国家戦略特別区域諮問会議で示さ
れた目的に合致した教育研究活動を行っているか
どうかを判断する機関ではないということによい
か、確認をさせていただきます。

国務大臣（松野博一君） 獣医学部の設置認可
手続につきましては、大学設置・学校法人審議会
において、教育課程や教員組織、施設設備、財務
状況などが学校教育法及び大学設置基準等の法令
に適合しているかについて、学問的、専門的な審
査が行われることとなります。仮定の話とはいえ、
その設置認可、不認可を前提に議論することは、
公正性が求められる審査の過程に影響を与えるお
それがあるため、この場では差し控えていた
だきたいと思えます。

あわせて、大学設置・学校法人審議会は、設置
認可申請された計画が国家戦略特区構想に合致し

ているかどうかについて審査をする役割は有して
おりませんが、申請された設置計画を実現するた
めに必要な体系的な教育課程が編成されているか
を始め、教育課程、教員組織、施設設備、財務状
況などが学校教育法及び大学設置基準等の法令に
適合しているかについて、学問的、専門的な観点
から審査を行っています。

また、設置認可に当たっては、国家戦略特区構
想に沿ったものであるかについては、内閣府及び
農林水産省とも連携して、適切に確認をしてまい
ります。

政府参考人（小川良介君） お答え申し上げま
す。

私も、今回の獣医学部の設置は、昨年十一
月九日の国家戦略特区諮問会議の取りまとめ文書
にございますとおり、新薬の開発など先端ライフ
サイエンス研究の推進など、獣医師が新たに取り
組むべき分野における具体的な需要に対応するため
のものと認識しております。その意味では、農林
水産行政上、直ちに不都合が生じるとは認識して
ございません。

他方、農林水産省といたしましては、獣医学部
の新設にかかわらず、引き続き、牛、豚等、産業
動物を診療する獣医師の確保に努めてまいりたいと
思っております。

木戸口英司君 それでは、その新設される獣医

学部の研究、教育活動が、創薬プロセスにおける多様な実験動物を用いた先端ライフサイエンス研究の推進や、地域での感染症に係る水際対策などに対応する研究及び人材育成が行われていることを誰がどのように検証していくのか、具体的に何をしたいと思います。また、仮にこれらに対応する研究及び人材育成が十分な水準で行われていなかった場合には目的が達成されないこととなるが、その場合の責任の在り方について見解を示されたい。

これは文科省というか、文科省でなければ内閣府、両方にお聞きしたいと思います。

国務大臣（松野博一君） 文部科学省は、大学設置認可の観点から、大学設置・学校法人審議会における学問的、専門的な審査に係る事務を担うとともに、設置認可後においては認証評価による質の担保を図ることとしております。

一方、御指摘の国家戦略特区制度に関しては、国家戦略特別区域会議における評価や国家戦略特区諮問会議での調査審議のプロセスの中で、内閣府が検証を行うものと理解をしております。

政府参考人（川上尚貴君） お答え申し上げます。今、文科大臣の方からもお話たとおりでございますけれども、私も内閣府の役割といたしましては、この獣医学部が新設された場合には、毎

年度の特区の評価の制度というのがございます。この特区の評価を通じまして、獣医学部がこの新たなニーズ、所期の目的を果たしているかを点検をいたしまして、適切に大学が運営されているかを確認してまいりたいと考えているところでございます。

木戸口英司君 じゃ、内閣府、それは公表されるんでしょうか。

政府参考人（川上尚貴君） これは、評価の制度といたしまして、毎年、評価の結果は公表してございます。

木戸口英司君 やはりこういうことがしつかり見えてこないと、これだけ鳴り物入りで国家戦略特区という形で新しい大学をつくるということ、やはり学生にとって、また研究者にとって、やはりこのことが実は重要であって、その過程が、実はそこが見えていないというところが、そもそも特区で大学をつくるのがふさわしいのかということ、このことをやはり検証していかなければいけないんだと思います。

そこで、ちょっと通告一つ戻つての質問になりますが、政府の説明では、さきに述べた具体的需要に対応するためと、先ほどから需要の話あります。

この点、本当に不明なんです。獣医学部を新設するということでありませうけれども、現在、全国

にある獣医学部の一学年の定員が九百三十名であるのに、新設予定の獣医学部、定員百六十名と先ほどありました。最大の定員となります。この定員百六十名は獣医師数の増加ということになるわけでありませうけれども、需給のバランスということ、これ本当に崩すことがないのかということ、その明確な説明がなされていないと思います。

百六十名とした根拠をもう一度確認をさせていただきたい。このうち何名程度が、創薬プロセスにおける多様な実験動物を用いた先端ライフサイエンス研究の推進や、地域での感染症に係る水際対策などの具体的な需要に対応する獣医師となることを想定しているのか、また、そういう社会的ニーズをどのように把握しているのか、まずは具体的に伺いをしたいと思います。

農水省でしょうか。

政府参考人（川上尚貴君） お答え申し上げます。

この百六十人という入学定員でございますけれども、これ、本年一月の公募手続において事業者から提出された提案書によるものでございます。この百六十人につきまして、内閣府としては、特区の特例を適用する際の直接のチェック対象ではございませんけれども、先ほど来御質問ございました、獣医師が新たに対応すべき分野を担う獣医師、すなわちライフサイエンス系専門獣医師、あ

るいは国際対応、危機管理対応可能な専門獣医師を育成するための入学定員であるという旨の記載がございまして、それを踏まえ、昨年十一月九日の諮問会議取りまとめに適合するものと私も判断しているところでございます。

なお、具体的な入学定員については今後精査されていくものと承知してございます。

政府参考人（小川良介君） お答え申し上げます。

ただいま新たな分野として挙げられております創薬など、先端ライフサイエンス研究の推進の分野における需要でございしますが、これは主に新薬の開発など人の医療関係の分野でございまして、今後どの程度需要があるかということを農林水産省として把握することは難しい面がございますことにつきまして御理解いただきたいと思います。

また、地域での感染症に係る水際対策でございませけれども、学術支援拠点といった、獣医師がこれまた新たに取り組む分野とされているところでございます。感染症に係る地域での水際対策、現に産業動物獣医師も担っている分野でもございしますが、今後どの程度需要があるかということにつきましても農林水産省としては把握が難しいというところで御理解をいただきたいと思います。

木戸口英司君 全く御理解できません。やっぱりその需要というのは、作文ではなくて、

実質社会にどういった要請があるかということと科学的根拠を示してこそじゃないでしょうか。それを文科省は求めていたんじゃないですか。そのことは強く指摘をさせていただきまます。何回聞いてももう作文の話しか出てこないんでしょから、ここが大きな、新しい大学をつくる責任というのがどこにあるのかということ、私は本当にそう言いたいんです。

そこで、もう時間になりますので、私、四月十一日の当委員会、国家戦略特区による国際医療福祉大学、今年開学になっておりますけれども、新設に係る質疑を行いました。その際、医師養成の本質的な課題は医師の地域偏在と診療科偏在であり、国家戦略特区での医学部新設の目的が世界最高水準の国際医療拠点をつくり、国際的な医療人材の育成とされたことに地域ニーズとの矛盾が生じていることを指摘いたしました。

獣医師需要政策上の課題も、農林水産省による獣医師需給に関する検討会報告書において、産業動物診療獣医師や公務員獣医師の地域偏在、職域偏在であるとされており、今回の獣医学部新設で、設置で示された新たな需要についても、本来の地域ニーズと大きく矛盾が生じているのではないのでしょうか。国家戦略特区による大学設置にまずは無理があると、矛盾をはらむ要素がそもそもあるということ、このことを指摘させていただきます

が、ここは文科大臣にその所見をお伺いしたいと思います。

委員長（赤池誠章君） 申合せの時間が過ぎておりますので、簡潔にお答えをお願いいたします。

国務大臣（松野博一君） 国家戦略特区と地域ニーズの関係全般につきましては内閣府の御担当されることと思いますが、医学部、獣医学部の新設について申し上げますと、これらはいずれも内閣府を中心に、需給を所管する省庁と連携し、諮問会議等において議論が進められ、その結果として制度改正に至ったものであります。これを受けて、現在、大学行政を所管する文部科学省において、大学設置に関する基準等に基づき、学部の設置認可手続を行ってきているところでございます。

委員長（赤池誠章君） 木戸口英司君、おまとめください。

木戸口英司君 はい。

やっぱり文科大臣から、国家戦略特区で大学つくると、もうやめまじょうと、そう言うべきじゃないでしょうか。大学設置は様々なニーズの中でそれぞれ自由に、そして最後、その設置審の中で公平公正に決められていくこと、そのことが大事だろうと思っております。そのことは指摘して、終わらせていただきます。

以上です。

松沢成文君 無所属の会の松沢成文です。

通告の質問の前に、今日、先ほど齋藤委員からも質問がありましたけれども、内閣府から文科省にかなりプレッシャーを掛けるような、今回の獣医学部設置に関して総理の御意向だとか官邸の最高レベルが言っているのだが、こつこつ文書があるかないかと、この問題でどつしても質疑を聞いて腑に落ちない点があったので最初に聞きたいと思います。

大臣は、文科省の中にこつこつ文書があるか調査をしたと、こつこつしゃっているんですね。行政文書としてはない、確認できなかった。ただ、国民が知りたいのは行政文書としてあるかどうかじゃないんです。そういう文書が、それは怪文書じゃ困りますよ。内部文書であっても、そういう文書があるということは現に内閣府からの文科省に対するプレッシャーを掛けられていたわけですから、そういう文書があるかどうかを知りたいんですね。

まず聞きたいのは、行政文書としてはないけれども、行政の内部文書としてはある可能性があると考えているんですか、大臣。

国務大臣（松野博一君） 松沢先生にお答えをいたします。

まず、通常、こつこつ行政における文書の存在を確認する場合は、これは行政文書をもって対象とするということであると理解をしております。

その上において、今回の調査において、これは個人として作成をしたことがあるか、共有したことがあるかについて、これは国家戦略特区における獣医学部の設置に関する部署というのは高等局の専門教育課でございますから、作成する可能性があるのはまずそこなわけでありまして、その対象者に関してヒアリングを行った結果、個人として作成し若しくは共有をしたことが確認できないということでございますので、その結果を素直に報告をさせていただいたということでございます。

松沢成文君 個人としても確認したというのであれば、何で共有ファイルだけしか調べないんですか。個人のファイル調べないと、それ出てこないじゃないですか。個人としても確認するのであれば、だって、みんなやばいなと思った文書は共有ファイルにしないんですよ。個人ファイル、なぜ調べないんですか。

国務大臣（松野博一君） 先ほど答弁したことの繰り返しで恐縮でございますけれども、前提としては行政文書に関しての存否を確認をさせていただきました。しかし、今回、特に総合的な判断の中でこれは個人としての作成、共有に関して、あるかということヒアリングをさせていただいたわけでありまして、その中において、ヒアリングの結果として作成したこと、また共有したこと

の確認ができないということであれば、それを超えて個人のそれぞれのファイルまでこれを調査対象とする必要はないと認識をしております。

松沢成文君 それで、昨日、前川前次官が、週刊誌だけじゃなくて一般紙にも答える形で、文書はありますと。なぜこつこつ一問一答の取材に答えたんですかと聞いたら、やはり、あるものがないことにされてはならないと思つたという、正義感ですよね。

これ、文科省が調査をしたと。で、担当の課長さんとかそれに関する七人の方を調べたと。そこではないと言いつ張つていると。関与していないと言いつ張つていると。ところが、その報告を受けたと言われている事務方のトップだった前川さんが、文書はあるんですよ、あるものがないことにされては絶対に困るんだ、それはあつてはならないと言いつ答えているんですよ。

ですから、これは前川次官があるいはその調査を受けた専門教育課長が、どちらかがうそをついていることになるんですよ。こつこつ文科行政の信頼を揺るがすようなことをそのままにしているんですよ。やつぱりこは、だって前の次官というか、その当時の担当していたときの次官ですよ。その次官が、その文書を見せられて報告を受けていると、そつこつちやっっているんだから、これは再調査するしかないでしょう。そつこつ

と文科行政の信頼を取り戻せないんですよ。そこは大臣のリーダーシップでやるしかないと思いますが、いかがですか。

国務大臣（松野博一君） 前川前次官の各種の報道に対するコメントに対しては、これはもう辞職をされた方の民間人としての発言でございますので、私が言及することは差し控えさせていただきますというふうに考えております。

松沢成文君 前川次官はもう辞めちゃった方で民間人だからそこまでまだできないと言いますけれども、前川次官はたしか大臣のときも前半半仕えていたんじゃないですか。自分の、大臣としての事務方のトップとして一緒に仕事をしてきた方ですよ。この方だったら、ちょっとあした来てくれと、大臣室に。あなたの意見と真相を聞かせてくれと、文科行政大変なことになっているんだと。

いや、調査しなくたっていいですよ。前川大臣あしたでも呼んで、大臣室でもきちつと事情聴取すべきですよ。それと同時に、我々国民の代表の国会は、この委員会の場で前川大臣もお呼びし、必要であればその担当の課長さんもお呼びし、真相明を図って、この実態を明らかにして、本当に内閣府の異常なプレッシャーの下で文科省が行政をゆがめたとしたら、これをしっかりと真相を明らかにして二度とこつこつことが起きないよつにきちつと改革をするのが我々国会の役目でもあ

るし、是非とも、大臣、どうですか、前川さんと会ってください、明日でもあさつてでも。

国務大臣（松野博一君） まず、委員会の運営に関しては委員会でもたまた御判断をいただきたいというふうに思いますが、私の立場として、担当の職員も含めたヒアリングを既に行って、それを担当者の方からこの文書の作成や共有に関して確認ができないということでありますから、まずそれを私としてはしっかりと信じていきたいというふうに考えております。

前川氏に関して、先ほど申し上げました理由によつて、内容に関して私の方からコメントをすることは差し控えさせていただきますが、少なくとも在職時に私に、今日新聞であったところ、全て私が今精読しているわけではありませんが、内容を私に直接、間接にお話があったという事実はいけません。

松沢成文君 そうであつたら、前川さんと会つて、なぜこんな大事なことを事務方だけで判断して私に報告しなかったかと怒らなきゃいけないですよ。前大臣だつてそうですよ。これが大臣に伝わっていたら、大臣は正義感持つて、そんな内閣府の一方的なやり方は許せないと。

需給だつてしっかりと調査されていない。今まで、文科省としては、十分な供給があるから大学は一切つくらないという方針でやってきたんだと、

そんな特区ができたからそこをどうにか早くしろなんて言われたつてできませんよつて、大臣が官邸に乗り込んであるいは内閣府にきちつと言えないですか。

だから、それも含めて、関係者に調査をしたというのであれば、その事務方のトップである前川さん、前川さんは文書はあると、あるものがないと言つてはいけないんだといつて、今世間と闘っているわけですよ。そうであれば、真相究明のために、あしたでもあさつても前川さんと呼ぶのは当たり前の話じゃないですか。それが大臣のリーダーシップというものだと思いますが、いかがですか。

国務大臣（松野博一君） まず、行政がゆがめられたかといえば、その行政判断に関しては私の責任において、先ほど来お話をさせていただいておりますが、明確に内閣府に関して、これは、今まで文部科学省が獣医大学について抑制してきたのは、これ需給面の話が、農水省からの話があつて、その判断を前提としてやってきたものだから、このところは農水省を加えて内閣府の方で調整をしていたということが前提だというのは繰り返してお話をさせていただきまして、その結果私は今回の経過につながっているものというふうに考えております。その面において行政がゆがめられたということはいけませんよつて、きちつと判断を

しているところでございます。

松沢成文君 大臣が、前の次官というか自分にも仕えてくれていた次官、次官がこれだけ訴えているのに、そこそ一度話そうとって情報交換もできないようでは、私はちよっともう文科省の改革というのは進められないなと思って非常に残念ですね、今の答弁は。

それで、次に行きます。

獣医師の需給のバランスのことについて農水省に伺いたいんですが、先ほど御指摘がありましたこの平成十九年にまとめられた獣医師の需給に関する検討会報告というのを見てみますと、やっぱり一番地域でいうと獣医師が少ないのは、先ほどの御指摘があつた東海地区ですよ、六〇・〇％。次に九州地区、六〇・六％。それで三番目に四国なんです。それも六五・五％つてあるんです。だから、需給バランスで足りなくなつたから、それで少し増やさなければいけないという面から見ると、地域的な偏在から見ると、やらなければいけないのは九州が東海なんですよ。

なぜここを通り抜けて四国でやらなきゃいけないのか、その理由をお聞かせいただきたいと思ひます。

それで、それに併せて、じゃ、もし今後この国際戦略特区を使って九州とか東海から申請があつた場合、需給が更に逼迫している地域は駄目です

よと、三番目のところはいいですよと、こうなつちやうわけですよ。ですから、これから、今は一校という獣医師会からの強い依頼もあつたけれども、これを認めちゃうと、更に逼迫しているところからは、国際戦略特区を使ってやりたいといった場合は認めなきゃいけないかと思つんですが、農水省の見解はどうですか。

政府参考人（小川良介君） お答え申し上げます。

まず、御指摘ございました平成十九年に取りまとめられました獣医師の需給に関する検討会の報告書の、これは二〇四〇年における産業動物獣医師の地域別需給割合でございますが、この前提、推計の仮定の前提でございます。これは、家畜の飼養頭数が二〇一五年まで増加し、その後変化しないとの仮定の下に見通しを行ったものでございます。実際の二〇一五年の家畜の飼養頭数は見通しの仮定を下回っております。

こういつたことから、この報告書に基づき獣医師の需給の判断をすることは必ずしも適切ではないと考えております。

また、御指摘の四国での新設をなぜ認めたのかというところでございますが、これ、大学の獣医学部の設置ですとか国家戦略特区区域制度の認定というものが農林水産省がつかさどっている事務ではございませんので、当省では分からないという

ことにつきまして御理解いただきたいと思ひます。

松沢成文君 獣医師の今地域的な偏在について聞いたんですが、今度、獣医師の何か質的な偏在というのがやっぱりあるんですね。獣医師といってもいろんな獣医師がいるわけです。確かに、産業動物を対象にした畜産関係の獣医師もいますし、今ペットブームがありましたから、ペットが多いところで動物病院をやりたいという獣医師もたくさんいて、こっちの方が今多いんですね。それからあと、公務員ですね、県の畜産課とかあるいは農水省に入るといふ獣医師もいるんですよ。

それで、地域で幾ら抱えようとしても、やっぱりみんな若い子ですから、より都会に出たいとかあるいは余り厳しい仕事は嫌だとか、もつとこうやって動物病院やつてもうけてみたいとか、いろんな欲望があるから、人は動いちゃうんですよ。だから、四国が少ないから四国でつくつて四国の獣医師が賄えるというふうには、そんなふうには全然ならないんですね。これ、人間の医師だつてそうですよ、医師の偏在の問題というのは。現に、北海道で獣医師学校が三つあるけれども、北海道で獣医師になつた人たちは、もう大部分が全国に散らばつちやうって北海道に残らないわけですね。

さあ、農水省、ここはどう考えているんですか。これから、じゃ、産業動物関係の畜産関係の獣医

師になってくれる人はそこまできているんでしょ。か
だつて、今、都会では動物病院やると、例えば狂
犬病のワクチン注射とか、何だっけな、フェラリ
アとかいうそういう病気の治療とか、こういうも
のをやると、きちっとやると、かなりもつかるん
ですよ。ですから、なりたいたい子、たくさんいるわ
け。でも、やっぱり都心の真ん中に大きな病院造
るにはお金が掛かるから、なかなかないで困
っているんです。

だから、こういう質的な需要も見ないと、幾ら
獣医師が少ない、あるいは新たな需要がありそ
うだ、四国がいろいろとやっただつて、そこで卒業
生がみんな全国に散らばっちゃったら、四国とい
うその地域を理由にした今回の何というか獣医学
部開設というのは全く私は意味がないものだと思
いますけど、いかがですか。

委員長（赤池誠章君） 申合せの時間が過ぎて
おりますので、回答は簡潔にお願い申し上げます。
政府参考人（小川良介君） お答え申し上げま
す。

委員御指摘のとおり、産業動物獣医師に地域の
偏在があるというのは御指摘のとおりでございま
す。

今回、獣医学部新設に係る提案におきましては、
四国出身者向けの地域入学枠が設定される内容に
なっていると承知しております。これに加えまし

て、先ほど来説明申し上げました修学資金の活用
を図ることにより、関係県とも連携しまして、四
国地域における産業動物獣医師の確保に努めてま
いりたいと考えております。

松沢成文君 時間ですので、終わります。

委員長（赤池誠章君） 本日の調査はこの程度
にとどめ、これにて散会いたします。

午前十一時四十五分散会